

昭 国 協 第 号
令和 年 月 日

昭島市長 白 井 伸 介 殿

昭島市国民健康保険運営協議会
会 長 下 田 初 穂

昭島市国民健康保険税の税率の改定について（答申案）

本協議会は、令和3年7月13日付け昭保保指第97号で市長から諮問を受けた標記の件について、制度の運営状況や将来的な見通し、市民生活の状況など、様々な要因をしっかりと捉え、総合的に検討を進めてきた。今般、本協議会の審議内容がまとまったので、下記のとおり答申する。

記

諮問第25号 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

国民健康保険税は、制度運営において根幹をなす重要な財源である。そのため、税率については、本協議会の答申（平成23年7月25日付け23昭国協第6号）における付帯意見を踏まえ、これまで2年ごとに慎重に見直しの検討を行ってきた。前回の検討時期である令和元年度から2年が経過し、本年度がその見直しの時期に当たる。

昭島市国民健康保険の財政状況は、一般会計からの赤字繰入や国民健康保険事業運営基金の活用により収支の均衡が保たれているものの、「昭島市国保財政健全化計画」に基づき計画的な赤字繰入の削減に努めている状況にある。

国民健康保険制度の安定的な運営を確保していくためには、赤字繰入の解消は、避けて通ることのできない大変重要な課題である。しかしながら、保険税率の改定は、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、長期的な視点に立った慎重な検討と計画的な対応が必要である。

一方、国民健康保険税の収納については、一定の収納率を確保し推移し

ている状況である。また、国民健康保険事業運営基金の令和3年度末の残高見込み額は6億6千万円余りと、前回の見直しの際の残高に比べ2千万円程度の減少となり、一定程度の残高を維持している状況である。

このことから、今後の2年間の財政運営の安定化について考察すると、現行の税率のままでも国民健康保険事業運営基金を効果的に活用することや、一定の収納率を確保することにより、当該年度の「昭島市国保財政健全化計画」の削減数値を達成した上で、なお一定の基金残高を維持することが見込まれる。

また、今般の新型コロナウイルス感染症による市民生活における影響を鑑みると、保険税の改定による負担増は、被保険者に対し経済的に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、令和4年度及び令和5年度の国民健康保険税については、市民生活に対する影響をできる限り軽減するとの視点から、現行の保険税率を維持することが望ましいと判断をした。

なお、今後については、2年ごとの定期的な見直しを継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響や、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による医療費や保険税収入の動向に十分注視しながら、基金の在り方についても検討し、「昭島市国保財政健全化計画」による赤字繰入金の計画的な削減を図り、制度の安定的な運営の確保に努められたい。

以上、次のとおり付帯意見を付し、答申する。

- 1 今回の答申は、現在のコロナ禍における社会情勢等を踏まえて検討した結果である。従って検討の前提が大きく変わった場合には、2年ごとの検討期間にとらわれることなく、迅速な対応を図り、制度の安定的な運営に努められたい。
- 2 昭島市の国民健康保険税収納率については、近年は一定の収納率が確保され、評価するところではあるが、保険税負担の公平性と安定的な制度運営を確保するため、更なる収納率の向上に努められたい。
- 3 保険者として、より効果的な保健事業の実施、施策の充実強化に努めることは重要な役割であることから、積極的に取り組むことで、被保険者の健康増進につなげるとともに、医療費適正化による給付費削減の取組にも努められたい。